

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 (二七〇)
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 (二七〇)
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 (二七〇)
- 建設業者の営業所の所在地を確認できないので建設業法の規定により告示する件 (二七〇)
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 (二七〇)

告示

福島県告示第四百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和四年六月十四日から同年十月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年六月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ郡山 福島県郡山市南二丁目二番ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 大和リース株式会社

代表者の氏名 代表取締役 北 哲弥

住所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者
別紙書面のとおりに

三 大規模小売店舗の新設をする日
令和五年一月三十一日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
五千三百平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおりに

（二）収容台数 二百五十台

2 駐輪場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおりに

（二）収容台数 百六十三台

3 荷さばき施設の位置及び面積
（一）位置 別紙図面のとおりに

（二）面積 百九十二・五平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
（一）位置 別紙図面のとおりに

（二）容量 二十一・一四立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（一）開店時刻 別紙書面のとおりに

（二）閉店時刻 別紙書面のとおりに

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
二十四時間

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（一）数 五箇所

（二）位置 別紙図面のとおりに

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
別紙書面のとおりに

七 届出年月日

令和四年五月三十日

（「別紙書面」及び「別紙図面」は、省略し、その書面及び図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第四百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、そのまま土地改良区から令和四年五月十日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月七日認可した。

令和四年六月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）

福島県告示第四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年六月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 小川秀史郎 小川秀史郎 草野登 水野清臣 高木利政 小野竜也 小野與市郎
- 福島メガ1号株式会社 鈴木一男 木田一良 佐藤政吉 竹内毅 竹内栄 木田昌利
- 勝沼忠衛 緒形テウ 木田正直 高田喜一郎 渡辺セイ子 緒形英直 志賀由浩
- 田代鉄造 松本智

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和四年農林水産省告示第七百三十八号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百三十九号

次の建設業者については、その営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により当該建設業者の許可を取り消すことがある。

令和四年六月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 1 商号又は名称 株式会社KMD
- 2 代表者の氏名 渡辺 守
- 3 主たる営業所の所在地 福島県福島市西中央四丁目十五番地の四―B一〇―一
- 4 許可番号 福島県知事許可（般―二九―第三四〇七〇号）
- 二 1 商号又は名称 株式会社陰山組

- 2 代表者の氏名 陰山 陽子
- 3 主たる営業所の所在地 福島県郡山市亀田一丁目四十五番二十二号
- 4 許可番号 福島県知事許可（般―二九―第三三二五五号）
- 三 1 商号又は名称 株式会社アウエル
- 2 代表者の氏名 廣田 恭之
- 3 主たる営業所の所在地 福島県郡山市富田町字向館四十二番一号
- 4 許可番号 福島県知事許可（般―二九―第三三二七七号）
- 四 1 商号又は名称 公栄建設株式会社
- 2 代表者の氏名 須崎 益弘
- 3 主たる営業所の所在地 福島県郡山市若葉町十五番五号
- 4 許可番号 福島県知事許可（般―三〇・二―第三三三四二二号）

（技術管理課建設産業室）

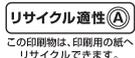
公 告

公告第四百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の三第三項の規定により、伊達西根堰地区に係る県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）の工事は令和四年三月三十日完了したので公告する。

令和四年六月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行所 福島県 第一印刷所
印刷所 株式会社 第一印刷